

Ⅱ 毎月勤労統計調査地方調査の概要

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計であって、茨城県における雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用について、毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

この調査は、鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸・郵便業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産・物品賃貸業、学術研究・専門技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業、サービス業において、常時5人以上の常用労働者を雇用する事業所の中から抽出された約870事業所について行っている。

3 調査の実施方法

30人以上の規模の事業所にあつては、郵送調査またはオンラインの方法で、5～29人規模の事業所にあつては、統計調査員による実地調査またはオンラインの方法で実施している。

4 調査事項の定義

(1) 現金給与額

所得税、社会保険料、組合費などを差し引く前の給与額のことである。

「きまって支給する給与」とは、労働契約、労働協約、あるいは事業所の給与規則などにより、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与であり、超過労働給与を含む。

「特別に支払われた給与」とは、調査期間中に一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則などによらないで、労働者に現実に支払われる給与や賞与のことである。

「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額である。

(2) 出勤日数

調査期間中に常用労働者が実際に出勤した日数のことである。

事業所に出勤しない日は、有給でも出勤日にはならないが、1日のうち1時間でも就業すれば出勤日となる。

(3) 実労働時間

調査期間中に常用労働者が実際に労働した時間数のことである。

休憩時間は給与が支給されているか否かにかかわらず除かれるが、手待時間及び鉱業の坑内夫の休憩時間は含める。また、本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の休憩時間数を除いた労働時間数のことである。

「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出し、休日出勤などの労働時間数のことである。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」の合計である。

(4) 常用労働者

期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者のことである。

常用労働者には、重役や理事等であっても一般の労働者と同様に一定の職務に従事し、一般の労働者と同じ給与規則によって給与を受ける者なども含める。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者、又は1週の所定労働日が一般の労働者より短い者のことである。

「一般労働者」とは、常用労働者のうち、「パートタイム労働者」以外の者のことである。